

平成17年度第7回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成17年11月26日(土) 9:00~12:02
会場	浜松商工会議所 1階 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二委員、有高芳章委員、井ノ口泰三委員、辻琢也委員、中山正邦委員、山口祐子委員
欠席者	秋山雅弘委員
傍聴者	139名
報道関係者	朝日新聞、静岡新聞、中日新聞、産経新聞、テレビはままつ、時事通信社、NHK、SBS、毎日新聞、読売新聞、テレビ静岡、静岡朝日テレビ
浜松市	尾高環境部長、伊藤環境部次長、河合環境部参事、伊熊農林水産部長、中田農林水産部次長、磯部農林水産部副参事、花嶋都市計画部長、大塚都市計画部次長、高橋公園緑地部長、大石公園緑地部次長
事務局	小楠事務局長、松浦、金原、花井、山名、竹内、辻村

《会議の概要》

1. 第7回目の審議会として、鈴木会長からのあいさつがなされた。
2. 環境部、農林水産部、都市計画部及び公園緑地部から、所管の外郭団体について説明がなされ、委員による質疑、意見交換等がなされた。
3. その他

《会議次第》

1. 開 会
2. 議 事
外郭団体について
3. 閉 会

《会議の経過》

- 1 開 会

事務局

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から、第7回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

本日のテーマは「外郭団体」について環境部、農林水産部、都市計画部及び公園緑地部からご説明いただき、委員による審議、質疑応答を行ってまいります。

なお、審議会開催にあたっては、原則公開で行うこととしており、本日、既にご入場いただいている傍聴者につきまして、当審議会傍聴規程に基づきご入場いただいていることを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆様おはようございます。今日は第7回目の審議会ということで、最初に環境部、その後、農林水産部、都市計画部、最後に緑化推進部からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議 事

外郭団体について

浜松市尾高環境部長から、浜松市清掃公社について説明。その後、質疑応答。

会長

環境部長の説明が終わりました。ありがとうございました。

冒頭にお聞きしておきたいことは、清掃公社について、今後のあり方、存続させるべきか、統廃合か、民営化か、現時点での部長の考えをお伺いしたいと思います。

環境部長

平成15年度以降、公社に対しては補助金を交付していません。公社の自立を促す指導をしてきたところです。今後は第2次経営健全化計画を策定したなかで、職員数の適正化を図り、就業の密度を高めることが大きな課題になってきますが、この計画を着実に実行するためには、労使一体となった取り組みが必要だと思っております。仮に、改革が進まず赤字が続

くことがあっても、料金改定や補助金による経営助成は、市民の理解を得ることは難しいと考えております。現時点では自立した健全経営を行なう前提で存続させていきたいと思っております。健全計画の改革を実行するように市として指導していきたいと考えております。

会長

それでは現状のまま続けるということですね。
各委員から質疑をお願いします。

井ノ口委員

公社がスタートした頃は、業務に対して働き手がないということで、給与等で優遇されたという噂を聞いたことがあります。その頃から特殊勤務手当もあり、現状も払っているようですが、現在一般的な同一年齢の市の職員と、公社職員の給与の開き、また、特殊勤務手当等の公社側での考え方を聞かせてください。

環境部参事

市の職員と公社職員のベース、水準の違いですが、給料については公社は中途採用者が多いということで、本給は市の職員に比べれば低い傾向があります。手当についてもほぼ市と同じ状況に第1次経営健全化計画のなかで引き下げてまいりました。今度の冬のボーナスで問題となっていた期末手当の支給率についても同じになるように交渉しているところです。公社の手当はほとんど市と同じような状況でございますが、一点、精勤手当という出勤を促す手当が、市の職員と違っているという程度でございます。

井ノ口委員

特殊勤務手当というのは現場の職員だけですか。

環境部長

そうです。清掃公社の場合は作業手当というように明確に出しておりますが、外へ出て作業したものについて付くというものでございます。

中山委員

公社でやらなければならない仕事と、民間でできる仕事を区分けした場合、部長としてはどれくらいの比率だと思われませんか。

環境部長

仕事自体は民間でもやっております。

中山委員

そうですね。民間でほとんどできるのではないかと考えております。市の方でも外部委託がふさわしいものについては、積極的にアウトソーシングするのだとここに書いてありますが、具体的にどのくらいのことをアウトソーシングしようと考えておられるのか、具体性があれば教えていただきたいと思います。

環境部長

環境部の業務としてということですか。

中山委員

清掃公社の場合ですけれども。環境部としてもここでアウトソーシングするべきものがたくさんあると謳われています。そういうものを、どうアウトソーシングしていこうかというタイムスケジュール的なものはありますか。

環境部長

公社に関しては特にありません。環境部全体の業務としてはございます。

中山委員

その発表はされていますか。

環境部長

全体としてのアウトソーシングという意味でしょうか。今度、行政経営計画が平成18年度以降5年間の計画を策定するようになっていますが、そのなかで環境部として、他にもごみの関係もやっておりますので、そちらの業務についてアウトソーシングの計画を出していく予定になっています。

中山委員

清掃の場合には、外部委託にふさわしいものが多いと思いますので、積極的に量的にもタイムスケジュール的にも出してもらおうと、市民も分かってくると思います。この審議会でも、その辺についてはしっかりしたものを出していただきたいと注文をしておきます。

有高委員

公社の設立当初の目的は先ほどご説明にありましたが、私が考えるのは、人が嫌がる仕事ということからすると設立当初もそうだったと思いますが、外部に対しての料金の抑制という効果があると思うのです。例えば公社が民間になって、料金が自由化になってしまった場合の値上りを防ぐ

ような観点で考えると、今の公社としてどう考えているのかお聞きしたいのですが。

環境部長

料金については平成8年に改定をしております。以後は上げておりません。料金の決め方については公社が一方的に決めるということではなくて、当時は清掃対策審議会に料金値上げの諮問をして、その答申をいただいて、市長が認可をするという手続きで料金を確定しております。したがって、いくらでもいいということではございません。現在の公社の料金がある程度スタンダードになっているという面はあると思います。

有高委員

他の民間の業者もあると思いますが、公社が他の民間業者に対する抑制力は、現在も働いているというお考えなのでしょうか。

環境部長

働いていると理解しております。

有高委員

例えば、今の公社が完全に民営化してしまった場合、当然自由競争になるわけですから、料金が上がる場合も考えられるということですよ。

環境部長

上がる場合の方が多いのではないかと考えております。感覚ですが、そのような気がいたします。

有高委員

もう一点ですが、今、全国で清掃業務を行なっている公社がどのくらいあるか教えていただけますか。

環境部参事

20団体くらいだったと思います。そういった協議会もあるのですが、資料を持ち合わせていないので詳しい数は、現在分かりません。

伊藤委員

平成25年度の下水道普及率89%は旧浜松市内の地域と理解してよろしいですか。それ以外の合併した地域は、し尿処理、浄化槽についてはどうなっているのですか。

環境部長

当時の市町村が許可した業者が収集しております。

伊藤委員

民間で行われている。市のなかで2つの制度で行われているというわけですね。これはどちらかに統一して、他（合併市町村）は民間が行い、旧浜松市内は公社が行っているということで、そこを統一するというお考えはありますか。公社を存続させるお考えのようですが、合併した地域も公社が行っていくというお考えですか。

環境部長

清掃公社については旧浜松市内と考えております。

伊藤委員

ということになると、民間でもやれる。有高委員のご指摘のように料金の問題はあると思いますが、例えば旧浜北市の料金が高いという問題があって、旧浜松市内を民営にした場合にどうなるのか。また、し尿処理なり浄化槽の業務については、下水道事業に大きな投資をしていて、今後、更に合併した地域も整備していこうとしている。すると、ますます仕事量が減っていきながら、そちらにかなりのコストをかけていくことになる。そのような状況にあるなかで、公社でそのままやっていくことがいいのか、もう少し議論していただいた方がいいのではないかと思います。完全に2本立てということになりますか。

環境部長

現状では2本立てがやむを得ないと思っております。

会長

先ほど部長さんの方から、市の職員と給与は変わらないという話がありました。そうすると、清掃公社だけでなく一般の公社や他の外郭団体も市と給与は変わらないのですか。

環境部長

確実ではありませんが、ほぼ市の職員の給与体系に準じていると思えます。

会長

手元に「外郭団体給与等調査結果」という資料があり、今日ヒアリングするフラワー・フルーツパーク公社やまちづくり公社、公園緑地協会と並んで清掃公社もあります。これを比べると、清掃公社は高いのではないのでしょうか。例えば初任給を見ると、他は16万2,000円から17万円に対して、清掃公社は17万7,000円。高卒も他が13万8,000円

に対して14万3,000円。清掃公社が飛び抜けて高くなっています。市の職員と比べたというお話でしたが、他の公社、外郭団体と比べると、いろいろな点で高いと思います。例えば期末勤勉手当も他が4.1ヶ月から4.4ヶ月に対して4.75ヶ月と清掃公社は高いのではないですか。高いというのは認めますか。それをはっきりしておいていただかないといけないことだと思いますよ。

環境部参事

12月の2.65月というのは昨年の実績でございまして、現在労働組合と支給率につきまして、市と同程度にするように交渉中でございます。

会長

だから市より高いのですか。

環境部参事

高くなっておりますので、それを是正してきております。

会長

是正をするということではなくて、我々は実績で論議するしかないです。計画を言われても実施されたものであるかどうかということでないで、架空の議論になります。そういう点から見ていくと、様々な点で高くなっているのがひとつあります。

また、下水道の普及率を89%と計画しておりますが、今後そういった清掃公社の仕事は増えていくのか、減っていくのか、どうなのですか。

環境部長

下水道が89%までいくということは、清掃公社の業務量自体は減っていくということになります。

会長

これが90%や95%になっていくということではなく、公社の業務量は減っていくということですか。

環境部長

下水道の計画ですが89%までと聞いているので、90%、95%まではやらないということです。

会長

やらないということは、89%止まりで11%は残していくということですね。

環境部長

11%が浄化槽か、汲み取りかということになります。

会長

いずれにしても今は、89%にはなっていないくて、平成25年度までに89%になり、業務量は減っていくわけですね。

もうひとつは、伊藤委員の質問にもありましたが、他の市町村と合併しても、1市2制度でいくというやり方ということは、合併前の旧市町村には清掃公社の仕事はやらないということ、他は全て民営でやっているということですか。

環境部長

全て民営です。

会長

私分からないのは、公社でやらなくてはいけないのか、民営でもやっていますよ、ということなのか、その辺の考え方はどうですか。

環境部長

先ほども申し上げましたように、業務としては民間でもやっておりますので、民間でもできる仕事とだとは思っております。ただ、浜松市が公社を設立した経緯を踏まえて、市が買収して設立をした公社ですので、その経過からも、また民間に戻すということは考えにくいと思っております。

会長

経過というのは、先ほどご説明があったように業者のトラブルや料金が違うということで、それを統一するために市が買収して、公社を設立したという経過ですね。そういう経過は何年前の話ですか。

環境部長

設立したのが昭和44年でございます。

会長

36年経っていますが、それは変わっていませんか。時代の変化は。

環境部長

当時のトラブルのなかでも不法投棄が多かったようですが、今は無くなっております。

会長

環境部長の説明では、経過を踏まえると一度買収したのだから手放せ

ないということなのか。買収したという経緯があるから、今さら民営と言われても、また元へ戻すということは、面子もあるということなのか。民営化できるのであれば、民営化するののも一つの方法だということはいえないのですか。

環境部長

料金を抑制するという面からでの存在もあろうかと思っております。

会長

料金を抑制するというのはどういう意味ですか。

環境部長

料金設定には市が関与していますので、自由に設定させているということではないということです。

会長

そうすると、民間が行った場合、現在の市（公社）で設定した料金よりも安くなるという見込みはないということですか。

環境部長

民間で公社より安いところはないと思います。

会長

しかし、今の話を聞くと、全国で公社が行っているところは20箇所くらいということですが、いくつの都市で20箇所なのですか。全国で9割方が公社で行っていますという話なのか、公社で行っている方が都市なのかでは珍しいのか、ということをお聞きしたいのですか。

環境部長

珍しいです。

山口委員

これから浄化槽などが増えて仕事が減るということですが、事業のなかで資源物の分別収集業務がございます。これは将来的に大きな事業になると思います。しかし、ペットボトルの収集業務について委託事業になっていて、収入が入っていないのですが、ペットボトルは高く売れると思うのですが売っていないのですか。

環境部参事

ペットボトルについては、清掃公社では市の集積場所へ集めてきて、そこへ持ち込むというだけです。

山口委員

そこから先売っているのはどなたですか。

環境部次長

ペットボトルについては、全国的に見ますと中国市場がいいのですが、今、直接には中国に売れない状況です。そこで、香港経由で売っている自治体もございます。浜松市の場合は、現在のところ売っていません。

山口委員

例えばそこを収益事業にしていけば、民営化は十分可能かも知れないという気がします。収益事業を増やして自立する方法がないのかということもご検討いただけたらと思っております。

また、皆さんもご関心の給料に関してですが、手元に平成17年度の予算計画書があり、今年の給与明細書のなかに理事長等役員2人で、報酬は972万円ですからそれほど多いとは思いませんが、手当が507万円。2人で507万円の手当ということは、理事長が現業であるとは思えないのですが、やはり現業手当のようなものが支給されているのではないかと思います。その点についてお答えいただきたいと思います。役員で1人当たり250万円の手当というのは、賞与が入っていても高いと思います。市の職員の方と比べても随分違うのではないかと思います。その部分をもう少し正確にお調べいただきたいと思います。市民の方もそういうことには関心があります。

環境部参事

これは通勤手当と役員の夏冬の期末手当の額でございます。役員、常務理事の規定に従って、ここに予算を計上させていただいております。

山口委員

規定の見直しというのは、どういう手続きでできるのですか。

環境部参事

理事会で決定すれば見直しはできます。

伊藤委員

ペットボトルなどというのは、実際、市から委託を受けて運んでいる。資料の平成17年度の計画で、職員66名で6億5,000万円の人件費であり、1人約1,000万円となる。仕事が減ったから運ぶ業務を市から受けている。民間へ委託した方が、もっと安くペットボトルを運搬できるのではないのでしょうか。会社から見ると仕事がなくなるから、それらの

仕事をどんどん受けていこうということになりませんか。公社に職員がいて業務が減るから、市からの業務委託を増やしていきますという感じがするのですが、いかがですか。

環境部次長

ペットボトルは容器リサイクル法ができて、浜松市が分別するようになった時から清掃公社に委託しているわけですが、今後は民間業者もできるようになりますので、来年度くらいからは民間業者も含めた競争入札のなかで実施していきたいという考えを持っております。実際に平成16年度にはペットボトルの減容といいまして、プレスして小さくする業務も最初から清掃公社から委託したわけですが、競争入札を実施して、現在は民間が行っています。今後、市からの委託業務は平成18年、19年、20年と段階的になくしていき、民間業者と同一のテーブルに乗って、競争入札で行っていくというかたちにしております。

伊藤委員

全国の行政単位のなかで20団体しかないという特殊な例です。それが設立当初から30年以上経って環境も変化したなかで、民営化が本当にできないのか。周辺の市町村でも料金の問題もあると思いますが、民営でやっている。そこを料金がきっちり抑えられるようなかたちのなかでの民営化はできないのでしょうか。このまま公社が行っていくという理由が分かりにくい。今までは法律でという話が多かったのですが、清掃公社の場合は法律の問題はなさそうですので、いかがでしょうか。

環境部次長

誤解を招いているようなところがありますが、財団法人というかたちのなかでやっているのが20団体、その他は全て民間ということではなく、行政が直営で収集運搬を行っているところもたくさんあるということです。横浜市や名古屋市など結構あります。

伊藤委員

結構とは、どのくらいあるのですか。

環境部次長

今、詳しい数は把握していません。

井ノ口委員

実は、今の件を昨夜インターネットで全国どのくらいあるのか調べました。そして意外な結果を見て思ったのですが、それとは別に先ほど公社の

経緯の話がありまして、佐鳴湖周辺の山林にも、生し尿をそのまま捨てていくのを私も何回も見ました。ハエはたかる、ウジがわくということで、これでは困るという村人からの陳情から始まったということを知っています。その当時の清掃業者は浜松衛生社、当時の市長は平山さんでした。平山さんに後にいろいろ話を聞きましたが、大変なご苦労をして清掃業務の権利を市が買い取ったそうです。かなりの額を費やして公社で行うことになったという話を聞きました。そのような過去の交渉事の経緯で、今後浜松市は二度と民間ではし尿収集業務を行わないという密約があったのか、なかったのか、また、それらの経緯を市の職員として言うてはならないというような噂を、昔聞きました。今、ご当局の答弁を見ると、何となく民営化というと、曖昧になっていってしまうので、もう少しすっきりした考えができないかと思ひまして、あえて昔話をいたしました。

会長

今の数字については、正確なものを出していただくということをお願いいたします。12市町村との数字の違いも出してください。

また、精勤手当というものを、後程詳しく説明していただきたいと思ひます。そして、今の下水道の普及率は何%ですか。

環境部長

旧浜松市の区域で、79.5%です。

会長

そうすると、今後1割くらい減ってくるわけです。問題点として掲げていますが、普及率89%にしていくということで、し尿収集、浄化槽維持管理業務の減少と、収集世帯の点在化による作業効率により収益の悪化が見込まれるということで、どうもこの業務は先細りになるということは理解していらっしゃると思いますか。

環境部長

下水道普及率が89%で止まると考えていますので、それまでは暫時減っていくと考えております。

会長

仕事はだんだん減っていくということであり、話を聞いていると、公社でやらなくてはいけないという説得力がないのです。本心で、公社でやった方が安くつくのか、民営でやるとどうなのか。不法投棄や料金のトラブルなど、現在はもう不法投棄などはあり得ないです。それは分かりますよ

ね。料金の問題も認可業務として料金を設定し、それ以下で行っていただければ、官の公社がやる必要はなくなっていく。昭和44年頃のトラブルで公社を設立したという経緯の理由は、現在はもう存在しないと理解されたいかがかと思います。一度買い上げたから、また払い下げるのはどうかと思われるかもしれませんが、もう、30年以上経っています。制度疲労も時代の変化もありますから、あまり過去にこだわって面子をお持ちになる必要はないと思います。

また、ペットボトルなど他の業務を行っていくという問題も、し尿処理が点在化するという事で、全市にまたがりますから、兼用してやっつけば、やり方次第では効率が逆に上がると見ているのです。もっと時代の流れのなかで、小泉首相も言っているように、こだわりを捨てた方がいいのではないかと、今聞いておりました。

中山委員

公社ですが、給与が非常に高く、退職金等についても高いと数字で出ています。今後、民間と競争して勝つためには、相当なノウハウがあるのか、民間がだらしがないのか、どう思われますか。

環境部参事

私どもの仕事は収集、浄化槽の清掃ということで、人件費のかたまりです。人が財産である商売です。集めてきたし尿の処理は市の施設へ入れておきますので、設備は運搬具である自動車、バキューム車、この程度です。事務所もこじんまりとしたもので、車庫があればいいという状況ですので、その辺は効率よくできると考えております。作業を行う職員も、最近では合併浄化槽になり複雑になってきておきますので、そういった能力に対しての所得と考えてはおります。

会長

人件費のかたまりとおっしゃったけど、人件費のかたまりだから、そのかたまりを解きほぐさないとよくないのです。考えていることが逆ですよ。

中山委員

人件費は85%くらいではないのですか。

環境部参事

構成比のなかではそうですが、売上比率としては67%くらいです。

中山委員

その辺で、人件費の高い方がこれだけいて、余程効率が上がっているの

かと思って、逆におかしいのではないかと思うくらいにうまく行っているのかなとも思えますね。

会長

精勤手当を教えてください。

環境部参事

精勤手当は月額2万1,000円、役職手当を支給しない職員に支給しております。出勤しなかった日数が5日以上の場合にはこれを0にするということでございます。

辻委員

確認の意味を含めて4つ質問したいと思います。

賃金水準が問題になりましたが、民間の同種の業務をしている団体、比較的規模の大きいところと比べて平均給与ないしは45歳、50歳くらいで、どの程度の賃金水準の格差があるというように推計されているのか。

2点目は、現時点でも経営健全化に努めているということでしたが、市の考え方としては、経営健全化を進めることによって将来的には同種の民間団体と同じ競争力を持つ団体にしていきたいという考えなのか、民間の同種の団体とは異なる業務をさせて、その分場合によっては手厚い勤務条件は確保しようという考えなのかということ。

3点目は、私の覚えでは、北九州市は直営と一緒に清掃公社を持っていて業務を行っていたと思うのですが、清掃公社を本当に存続させていくという前提であれば、通常ならば一般ごみの収集業務も行っていくということでない、業務量としてもまとまっていきませんし、全体的に官から民へというなかでは、直営部門を民間に移すと同時に、ある程度市場の安定性を考えていくと、公社のようなところに可燃ごみの収集をさせるという考え方もあり得るかなという気がします。今日の話だとそれはやっていないということで、それはどういう考えに基づくものなのか。

4点目は、確か全国清掃会議の資料に基づくと、直営事業の処理コストと可燃ごみなどで随意契約で行っている民間団体の処理コストはそんなに差がなかったという記憶があります。しかし、許可業者との間にはかなりの格差があったと思います。許可業者の処理コストが適正かどうかは考えなければいけませんが、先ほどの話では、許可業者の方が高くなりそうな話だったのですが、それは実態とは違うのではないかと思うのですが。

以上、お答えをお願いいたします。

環境部次長

賃金ですが、ある浜松市以外の民間業者の社長さんとお話をしたのですが、我々の職員は公社と同じくらいの賃金を与えていると聞いております。ただ、その他の会社についてはもっと安いと、その時は聞いています。

今後の公社の持っていき方ですが、公社に対しては浜松市としてし尿の収集運搬、浄化槽の清掃、汚泥の運搬だけの許可を与えていますので、今後もそのまま行っていきたいと思っております。民間業者もそうですが、同じ許可のなかで行っているものであり、今後、他の事業に転換させていくということではなく、現状の許可のなかで業務を行っていただいくというかたちでございます。し尿の収集運搬は許可制ですので、簡単に私もやりますということではできませんので、まず許可が必要になりますのでそのまま継続させていきたいということです。

一般ごみの委託についてですが、平成15年度から民間業者に少しずつ一般ごみの収集を委託しております。公社にもやらせたいという気持ちも正直ありましたが、名古屋市も民間委託で、直営でやっていないというものの、公社で行っているという現状があります。大きい都市ではそのように、ある程度民間委託をするとリスクを背負うので公社にやらせているというところもあります。浜松市の清掃公社については、逆に委託しているものを民間業者と同じテーブルに乗った競争入札にしていくということを考えております。

許可業者とのコスト、料金の差については、端的に言うと、今、し尿の収集で市民が負担する料金は清掃公社は18リットルで250円です。周りの民間業者は高いところで300円、安いところは215円というところもあります。300円が3箇所、270円が2箇所、260円のところもあります。公社はその中間的なところではないかと思えます。同じ仕事を行っていて差があるということは、今後民間に委託すると料金が下がるよりも高くなる可能性の方が高くなるのではないかとということを先ほど部長が述べたと思えます。浄化槽についても、清掃関係については、清掃公社が1万円弱と一番安く、他のところは1万5,000円ほどになっています。今後は汲み取りよりも浄化槽が増える可能性がありますので、そういう面から見れば当然高くなるというものでございます。

山口委員

資源物の収集についてですが、概算で計算すると缶とペットボトルを両方で1キログラム600円という委託料になっています。こういう委託料を算定する基準は何ですか。ペットボトルが缶より委託料が高いのですが。

環境部次長

1台の車(パッカー車)にどれだけ積めるかということ、缶の方がたくさん入ります。そのなかで1トンあたりの単価が違ってきます。どういう基準で委託しているかということ、収集車が何千という収集箇所への運行距離を計り、何人、何台でやるかというものを含めたなかで積算して委託料を算出しています。

山口委員

したがって、その方法で1キログラム600円という委託料が算出されるとすれば、人件費がここに上乘せされていくわけですから、人件費によっては、それが400円になったり、700円になったりする可能性があるというように考えました。

環境部次長

そのなかに人件費が含まれておりまして、1人1日1万円と8,000円ということです。

会長

先ほどのデータは提出していただくとお願いいたします。

もう1つは、平成25年に下水道普及率89%になるという目標がありましたが、その時の財政規模と人員計画、この初任給でいくのであれば、20年勤続、30年勤続が出てきて、仕事量が減っていくなかで、退職金が重くのしかかってくるということになります。89%になった時に、正規社員がどれくらいいるのかという見通しを立ててください。

そして、皆さんの主張をお聞きすると、官の方が民より安いというお話ですから、その比較を出してください。やはり数字で具体的に証明していただかないといけないと思います。

その他に質疑等ございませんか。それでは、環境部については終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、農林水産部長から浜松市フラワー・フルーツパーク公社について、ご説明をお願いします。

浜松市伊熊農林水産部長から、浜松市フラワー・フルーツパーク公社について説明。その後、質疑応答。

会長

農林水産部長の説明が終わりました。各委員から質疑をお願いします。

中山委員

包括外部監査では、ねじれの問題を指摘されました。過年度の減価償却費と退職給与引当金の不足の2点だと思っておりますが、フラワーパークでは4億2,900万円、フルーツパークでは9億7,700万円のマイナスについて、今まで載せていなかったものを今期から載せたということで、初めて、これらの赤字が市民に見えるようになりました。外部監査人がこの指摘をしたことで、初めてこれらが出てきたということで、外部監査はよかったと思います。

そこで、今、部長の説明のなかで、財産を市に移管すれば償却も市が行うことになり、公社が身軽になって今後も公社が継続していけるということで、フラワーパークとフルーツパークの両方を言われたと思うのですが、外部監査人は公社については非常に厳しい指摘をしています。「現在の運営形態では将来に渡って自立した運営を維持していくことは困難と言わざるを得ない状況にある。」と指摘しています。今までの計上していなかった減価償却と引当金、外部監査人の意見を含めて、市としてどのようなお考えなのか、感想をお聞かせいただきたいと思っております。

農林水産部長

公益法人で管理しているフラワーパーク、フルーツパークとも、特にフラワーパークは公園でございますが、公共資財の運営のために、ある程度の公金を投入して運営していくということから、その公金投入の関与の仕方を、直接的に市から投入して市直営の公園として管理する方法と、間接的に投入し、より経営効率を上げるような公社による運営を選択するなかで、より効率的であろうという公社の運営を採用して実施してまいりました。しかし、先ほど中山委員のご指摘のとおり、公社としては運営費の収支を賄うことが目標でございますが、現実に収支不足を生じていることは事実でございます。これを入園者の増により解消することが最大の目標ではございますが、それができない場合の対応策として、先ほど申し上げた2つの改善策を考えているところでございます。

伊藤委員

減価償却が未計上なので、企業会計システムから公益法人会計の方式に移行したということですが、企業会計だと減価償却が出てこないというのは、会計システムが違うからなのですか。

農林水産部長

公益法人の会計処理については、公益法人会計処理と、企業会計処理と、

いずれかを選択できるという制度になっております。企業会計方式をとった場合でも、減価償却費を全て計上しなくてもいいという運用の指導がされています。私どもでは市が建設に関し費用を負担した分...

会長

発言中ですが、伊藤委員の質問は、一般企業会計の方式をとれば、むしろ減価償却を行うことになっていきますし、引当金も計上することになっています。しかし、企業会計方式をとっていたから計上しなかったと言っていないか。

農林水産部長

そういう意味ではございません。企業会計方式で行っていましたが、市が償還分を負担した分については、公社が減価償却費を計上しなかった。それについては公益法人の企業会計方式採用のなかで、公社がそれを計上しなくてもいいという解釈、指導がされていたため、それに沿った運用をしていたという状況でございます。

伊藤委員

私どもも財団法人を持っていますが、公益法人の会計だと分かりにくいのです。したがって、わざわざ当局には公益法人会計で出して、社内では企業会計で読み直して確認を取るくらいのことをやるわけです。せっかく企業会計で行っているのに、公益法人会計にしたということはなぜですか。そのことと償却の計上は違うような気がします。文章だけ読むと、減価償却費を計上するために公益法人会計にしたと感じられてしまう。

農林水産部長

伊藤委員のご指摘のとおりでございます。公益法人会計を導入したのは、公益法人会計についての全面的な見直しがされ、公益法人会計基準が改正され平成18年度から導入されるということになりました。そのなかでは減価償却費を全て計上するという制度になっています。その制度を1年さかのぼって平成17年度から採用しました。そうすることによって、減価償却費の問題も併せて処理をしたということで、企業会計との説明が混同したことはお詫びさせていただきます。

伊藤委員

また、中山委員から質問があった点ですが、設立当初は財団法人として、例えばフルーツパークは採算をとるということで始めましたが、実際には採算がとれないので、一部を公園として税金を覚悟しようということで、

方式を完全に変える話なのです。フラワーパークなりフルーツパークを設立するについては、そういうかたちで当然、議会なり、市民の了解を得てスタートさせたと思います。それが成り立たなくなったので、方式を変えて、財団法人が引き受ける部分は運営委託で、ある程度コストのかかるものは委託料をいただき、合わない部分は市の税金を乗せようということを言われているのだと思います。もし、本当に方式を変えるのであれば、一度総括をして、議会であり市民に対し、そこは間違っていましたという総括をすべきだと思います。ただ方式を変えましたということでは、非常に問題があると思います。

農林水産部長

外部監査人によって2つの選択肢があると指摘を受けましたので、まずそれを記載させていただきました。現行では公社による運営方法と、市が直営に戻して指定管理者制度を導入する方法の2つの方式があり、どちらが市にとって効率的で採算性があるかを検討した上で、指定管理者制度の方にメリットがあるということであれば、そちらを導入すべきであるというのが、私が申し上げた意見でございます。ただちに指定管理者制度に移行すべきであるということではございません。

伊藤委員

当初は独立採算だったものを、税金で公園的に賄うという根本的な考え方が変わるわけですから、そのけじめをつけるべきだと思います。

農林水産部長

その段階では、そのようにさせていただきたいと思います。

山口委員

フラワーパークは30年の歴史があり、浜松市の財産として素晴らしいものです。ここで働いている方は専門性の高い方がほとんどだと思います。ただ、浜名湖ガーデンパークとの競争は難しい話でして、あそこは都市計画公園なので法律上無料でなければいけないということを聞きました。

フルーツパークの構想案を読んだことがあるのですが、今回全く触れられていませんでしたが、第二東名高速道路のパーキングエリアと接続する公園化構想のなかで、この予算が付き構想が練られた。第二東名がいつ頃竣工するのかということも含めて、その可能性は全てなくなったのか、もし計画が残っているのでしたら、そのような構想で展開できることはゼロではないと思うのですが、いかがですか。

農林水産部長

第二東名の工事がズレておりますので、今のところ接続は中断している状況でございます。現在の計画では、サービスエリアから直接フルーツパークに入園できるエントランスを設置できるような計画になっています。

山口委員

フラワーパークは約3億円、フルーツパークは約9億円、合計12億円の一般会計からの繰入金がある。アクトシティの管理運営に10億円、体育協会にも10億円など、それぞれ市民が利用、活用している生活圏のなかで運営されているところに、どれだけの税金が使われているのかがよく分かりました。これを公園化するという時に、この3億円がどうなるのかという問題もありますが、これらを各部で考えている限り、アイデアが出てこないと思います。先ほどの清掃公社を例に出すと、民営化にして収益事業にしてもらい、そこに市が入れているお金をこちらに3億円投入することの方が、市民が合理的であるというような判断ができるのですが、市全体のお金のバランスを考えた時に、市民が選択できるようなメニューの提案、デザインされた情報公開がなされてこなかった。したがって、もしこれを公園化計画として無料にすることについて、市民が選択できる情報を編集して出していただくことが重要だと思います。そういうことを行う機能が浜松市にあるとすれば、どこなのでしょう。

農林水産部長

市のなかで、全体の調整をする機能は企画部が担っています。

また、フラワーパーク、フルーツパークへの負担金は設置、設備に関する経費の償還を市が負担しているということでございます。運営に関する部分は、平成16年度は花博の影響で運営部分も出ていますが、設置経費の負担が大半でございます。この点では類似の施設と比べてフラワー・フルーツパーク公社は安い管理コストで運営しているという自負を持っています。

山口委員

設置経費とはどういうことですか。

農林水産部長

施設を建設すると、建設した時にお金を借ります。公社が設置しますので、その償還すべき費用を助成するというかたちで、建設コストを市が負担しているということでございます。

会長

市に施設を整備してもらい、それを利用しているということですね。自分で設備して自分でやるということが普通ですから、市にお金を出してもらい、設備を良くして、それでもどうにもなりませんということ。

資料2の包括外部監査の指摘への対応として、平成17年度に企業会計方式から公益法人会計方式に移行したということですが、この場合、私どもは企業会計方式というと、企業会計はもちろん償却も引当金もやるのです。部長の説明にある企業会計方式はどこの企業会計方式ですか。

農林水産部長

公益法人が採用する企業会計方式と理解しております。その場合には、減価償却の引当金を全て計上しなくてもよいと指導されていると、公社から聞いております。

会長

それは公益法人会計方式の企業会計方式ですか。

農林水産部長

公益法人が企業会計方式を採用する場合には、減価償却費を全て計上しなくてもいいという指導を受けているという、こういうことでございます。

会長

その企業会計は、どこの企業会計方式なのですか。

農林水産部長

日本に共通する企業会計方式というように理解しております。

会長

日本に共通する企業会計方式で、それは世界中探しても引当金も償却もとらなくていいという企業会計方式はありません。あなた方が言うのは、企業会計方式ではなくて、官のシステムの方式ということではないですか。

農林水産部長

この見解については、公益法人の指導を上級官庁から受けておりますのでその説明の資料を取り寄せて報告させていただきたいと思っております。

会長

誤解を受けて困るのは、一般の企業会計方式というのは償却も引当金もとるようになっていきます。

公社事務局長

平成13年までは減価償却をしておりました。平成14年、15年から市とのルールで、ハード面は市が負担し、運営は公社が行ってくださいというルールのなかで、設備は市が作るのだから減価償却は計上しなくてもいいだろうということでスタートしました。しかし、現実には平成18年4月から始まる新しい基準の公益法人会計に則って、いち早く平成17年度から減価償却を整理してきたということでございます。

会長

そもそも、企業会計方式ではなかったのではないですか。それを言っているのです。

農林水産部長

会長のおっしゃる趣旨ではそうです。

会長

つまり、それは市と公社が打ち合わせた方式を採用したもので、いわゆる市から設備に係るお金を出してもらい、その償却はしなくていいとしたものであり、そうすると、市でも償却していないということであれば問題である。簡単に企業会計方式と書かれては、誤解を受ける。企業会計方式より公益法人会計方式の方がシビアになっているように思われますが、全く逆です。よく包括外部監査人に聞いてください。

また、先ほど配られた平成17年度決算書類の2ページ、減価償却費の計上は義務付けられていないということであり、償却しなくてもいいと書いてあるわけではないです。償却しなくてもいいということで、あなた方は義務付けられていないから償却しなかったと説明がありましたが、償却してもいいし、しなくてもいいから、償却しなかったということですね。一般の人が聞いているとそうはとれません。やっても、やらなくてもいいということで、やらずに済ましていたということですね。

農林水産部長

ご指摘のとおりでございます。

会長

フルーツパークで、いちご狩りを行うようですが、民営で農家の皆さんもやっています。入園者を増やしたいからといって、官がやるのは民営圧迫にはなりませんか。

また、資料6ページ、損益計算書を見ると、平成12年度、13年度は

営業外収益が約7億円と6億5,000万円入っていますが、平成14年度から急激に減っています。これはどういう理由か説明してください。

公社事務局長

これは減価償却費ということで、営業外収益で補助を市からいただいていた。

会長

平成12年と13年は減価償却を公社で行った。そして、その償却相当分は市から補助金をいただいたということで、自社努力ではなかったのですね。

公社事務局長

そのとおりでございます。

会長

それが平成14年、15年、16年と減ったのは、償却をやらなくなった、市から補助金を貰わなかったということですか。

公社事務局長

償却は平成14年から16年についてはやりませんでした。

会長

やらなかったから補助金を貰わなかったということですか。

公社事務局長

ということではなくて、フルーツパークは元金償還が始まっていますので、それを負担金として収益の方でその負担をいただいたということです。資本的収入のなかに入っています。

減価償却費分は補助金・負担金を貰っていない。ただし、平成14年度から元金償還が始まったため、その分は負担金を貰ったということ。

公社職員

こちらの損益計算書には償還の負担分が載ってきておりません。

会長

平成12年、13年は償却したから、市からそれだけ多く補助金をもらっていた。

公社職員

平成12年、13年は減価償却費補助をいただき、それを翌年の償還に

当てていたということです。平成14年、15年、16年はこの損益計算書には反映されていない、資本的収入のなかで負担金として償還しました。

会長

そうすると損益計算書には出てこないが、表に出るのをやめてしまったということですか。

公社職員

今まで減価償却費補助として収益的収入で収入していたのを、資本的収入のなかでいただいたということです。

今まで減価償却費補助として収益的収入で収入していたのは貰わなくなったが、平成14年度から元金償還が始まったので、その分を資本的収入のなかで貰ったということ。

会長

損益計算書として表に出ていませんが、裏では負担金収入としていただいていたということですか。表に出ているのであれば説明してください。

公社職員

資料の調査書、市の財政的関わりという欄。平成14年度から市の繰り出し基準の見直しに伴いまして、市から負担金でいただくことになり、そちらに反映されています。

会長

借入償還金負担に入っているのですね。実際は借入償還金の負担ではなく、実質もらっているのは変わらないと言えるのですか。

公社事務局長

変わっていません。ただ、貰い方が補助金から負担金に変わったということです。

実際は借入償還金の負担で、貰っているわけではない。

中山委員

フルーツパークについて、借入金が平成12年度に63億円あったのが、平成16年度には37億円に減っている。実態は赤字ではないかと思うのですが、このような経費はどこから出てきているのですか。

公社事務局長

市からの補助金としていただいていたのが、負担金として今は補助をいただいております。

中山委員

長期借入金の実質の負担を、市に元利金を含めて全てやってもらっているということです。そういうことがバランスシートでは見えてこない。包括外部監査で初めて出てきたということです。

会長

おんぶに抱っこだったものが表に出ていないので、それで問題になったということですね。

今までの話のなかで、将来どうするのかということについて、何回も議論がありました。浜名湖ガーデンパークができて脅威を受けているということで、その対応策をお聞きしましたが、フラワーパークもフルーツパークも駐車場も有料で、入園料も取っている。浜名湖ガーデンパークは駐車場も入園料も無料。それで市の考え方では、到底勝てないと思います。余程お金を払ってでも見に行くという価値のものを作らないといけないと思います。慎重に推移を見つつ検討するというのではなく、いつまでに、どのようにして、どうするのか。浜名湖ガーデンパークには、とてもかなわないとなれば、どういう転換を図れるべきか、そこまで考えなければいけません。冬の入場者を増やすというようなやり方も、具体策を出してほしいと思います。借金で多額のお金を注ぎ込んでいますから、独立採算で儲けて、市へ返していくというくらいのものでないと、とてもできません。もう一度、その対応策について具体的に、いつまでに、どのようにして、どうするのかを、後程提出してください。

井ノ口委員

会長の指摘のとおり、どこから見ても立派な会社には見えません。フラワーパークはリニューアルした時に、こんなにお金をかけて大丈夫ですかと聞いたら、花博との相乗効果で入場者が増えますと、あるお役人さんが説明してくれましたが逆でした。ここに至ってどうするかということですが、隣に動物園がありますし、動物園と一体化して合併に相応した魅力を作って、なおかつフルーツパークはフラワーパークと一緒にして楽しめるような、3つの施設が競合しながら四季を通じて楽しめるような施設作りを新たに考えてもらいたいと、ある市民の方がおっしゃっていました。

私も今年2度、外国からのお客さんを連れてフラワーパークに行きました。外国のお客さんがこんなに立派な建物があって、温室の中には私たちだけですねと驚かれていました。その前にガーデンパークに行ってきました。ガーデンパークの展望台に登って、素晴らしい眺めですねと誉められてフラワーパークに行ったのですが、ガーデンパークはほぼ駐車場

が満車でフラワーパークはガラガラでした。その外国のお客さんはこんなに立派な建物を作ったのだから、もっと人が来るといいねと励ましてくれましたが、先ほど申し上げた通り、3つの施設を統合して魅力作りを考え直すことが生き残れる道ではないかと、その時に思いました。

フルーツパークが混み合ったのはオープンした数週間だけでした。果物を採って食べるのであればいいのですが、おいしそうだと見て通るだけ、採れないということに、もどかしさがありました。元々浜松市は農業生産でも優位なまちですので、農業のバイオセンターのようなかたちで、更に一層農業生産に供するような施設に生まれ変わってみてはいかがかと思えます。

伊藤委員

動物園との一体化は具体的にどんなことをお考えなのですか。合併まで考えられているのですか。

農林水産部長

公社の資産のフラワーパークと市の資産である動物園ですので、共通の入園券を作り、相互の行き来ができるように、相互利用の促進を図っており、これを一層進めるのが第1案でございます。また、究極的な案としては、公社が保管しているフラワーパークの資産を市の財産へ移管すれば、従来から議論がある、中間にあるフェンスを取り払い、本当の一体化した運営が可能であると考えています。

伊藤委員

その逆はできないのですか。フラワーパークを市の財産へ持っていくと、先ほどからお話があるように、運営状況が分からなくなってしまいます。できれば市民が選択できるよう、これだけの財産に対してこれだけの税金が入っていると分かるような運営が一番重要だと思います。できるのであればフェンスは早く取り払い、同じところにありながら、ばらばらに運営しているのは駄目だと思います。浜名湖周辺には大変な魅力があるので、トータルでどうするのか。特に浜名湖については合併して沿岸も半分以上が浜松市になりました。そういうことも含めて、総合的な魅力作りをして、そのなかのフラワーパークであり、動物園にしていくべきだと思います。縦割りでばらばらにやるのではなく、トータルで見ていく横ぐし機能なり、できるものはできるだけ合併して、政策を作り実施していくことが重要だと思います。物理的にも同じところにありますので、一体的にして、財産管理の問題だけであるならば、そこは議会で決めていただければ、そうい

う方向に向かえるのではないか思うのです。意見として申し上げました。

辻委員

バランスシートの中で償却を計上するのか、しないのかの議論がありました。基本的には税金を前提に施設を更新していくという考え方であり、これは政策的な問題なので一概に良し悪しは言えませんが、税金を使っていくので、企業会計方式を取っても、本質的には意味がないと思います。こういうものに関しては、本来公社の資産になって将来も税金を一切使わないとなれば分かりやすいのですが、今はそういうかたちにはなっていないので、それをどうやっていくのかを政策的な問題も含めて見直さなければいけないと思います。

お伺いしたいのは、公社が両施設を運営するに当たって、再委託しているものがどの程度あるのか。また、施設更新を行政が行うことになるので、公社としてはさらに設備投資をしてもらい、魅力あるものにしていきたいという考え方なのか、基本的には設備投資は抑えて、中途半端に料金を取るのではなく、都市公園に近い形態にしていく考え方なのか、どちらのイメージなのかをお伺いしたいです。

農林水産部長

施設更新については、市が負担する方針をとっていますので、今後とも基本的な考え方は変わっていません。ただ、収支のバランスから見て、追加資金の投入が市民感情からも許される状況ではないと思っていますので、どちらかといえばハードに余分なコストはかけられないと思っています。フラワーパークは花を見ていただく施設ですので、展示物の充実が誘客に即効性があるのではないかとということで、減価償却に繋がるような追加投資をやるべきだという考え方は持ってありません。

再委託についての数字は、後程提出させていただきます。

会長

計画に対して入場者が大幅に変わってしまっています。抜本的な対策を立てなければならないと思います。花博だけの問題ではない減り方をしています。公社のあるべき姿ではとても成り立ちませんので、具体策の提出をしてください。

それでは、その他に質疑等ございませんか。農林水産部については終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、都市計画部長から浜松まちづくりセンターについて、ご説明をお

願います。

浜松市花嶋都市計画部長から、浜松まちづくりセンターについて説明。
その後、質疑応答。

会長

都市計画部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員
から質疑をお願いします

有高委員

まちづくり公社が何を行っているのかが見えないということがありま
して、区画整理の仕事もやり、地域の支援もある。土地開発公社や建設公
社と何が違うのか、どのようにすみわけをしているのですか。例えば中心
市街地の活性化という事業があって、それとどう違うのか。もう少し具体
的に教えていただければと思います。

都市計画部長

まちづくり公社の前身は土地区画整理協会でした。これは組合施行の区
画整理事業を主体としたものが主要業務になっています。平成14年度に
まちづくり公社という名前に改編し、新たな業務として、地域のまちづく
りを支援する業務を加えました。別添資料2-2に、各地域まちづくり協
議会がありますが、これらについては地域の地区計画や土地利用をどうし
ようかということで、各協議会が立ち上がっています。このような業務を
まちづくりセンター部が受けています。主体はあくまでも都市基盤整備の
土地区画整理事業です。それらに併せて、まちづくり協議会活動の支援事
業を行っております。土地開発公社は公共用地の先行取得や公共側の土地
の供給や造成、まちづくり公社の区画整理事業は、組合施行ですので地権
者、任意の組合施行を支える組織です。資本金も全て寄付金によって設立
されています。そういった違いがあるなかで、業務を行っております。

有高委員

区画整理のことで言えば、民間の手助けをしているという考え方でいい
のかと思うのですが、そのために6億円もの補助金を市が払っているとい
うのはおかしいのではないかと思います。例えば建設公社のゆうおおひと
みとは何が違うのですか。

都市計画部長

6億円の補助金は、組合施行の区画整理を行う場合、本来公共側が整備しなければいけない公園や区画道路がありますが、この整備費を補助金として公社に交付し、公社は、それを受けて事業を行い、完成させて組合が引き継ぐこととなります。完成した公園や道路は市が維持管理していく公共施設となるものであり、補助金と言っても、本来管理者が整備しなければいけないものをまちづくり公社に補助金として渡して、事業を執行していただくというものでございます。組合は宅地整備があり、それらの整備を一体で行っていくというものでございます。

山口委員

都市整備部は、ほとんどが区画整理事業を行うと理解していいと思うのですが、区画整理事業は日本独特の都市開発手法なのです。全てクリアランスしてしまう。もし区画整理事業が都市整備部のほとんどの業務とすれば、生き残りのために区画整理をやらざるを得ないのではないかと考えてしまいます。売れ残ったり、重要な緑地がなくなったりということを浜松市は経験していると思います。そこで、別添資料1-16に区画整理を実施する根拠になっていると思われる、経済的波及効果というのがあります。この計算方法と結果が評価されているのか。経済波及効果の試算はどのような要素を組み合わせられるのか、何年後かに、誰がどのようにこの指標の評価をされているのか、教えていただきたいと思います。

都市計画部長

別添資料1-16、施行前後の経済波及効果を評価しています。区画整理事業による波及効果は、土地が値上がり状態であった段階では一定の波及効果もありました。資料1の3ページの「土地区画整理事業を取り巻く環境変化の対応」にも記載いたしましたが、今後の動向を見ますと、組合施行は保留地が売れるか、売れないか、これは需給バランスに見合うかどうかということになります。そうしますと、初期投資に対して保留地が高くなれば売れないわけです。そういった動向、変動を常に適切に管理して、適正に実施している事業も、場合によっては見直しも視野に入れて、時代の趨勢にあった事業展開をしていかなければいけないことは当然あります。そこで、「組合土地区画整理事業の運営」の改善策の一つとして記載いたしましたが、事業早期の段階から収支バランスを確実にこなしていかなければなりませんので、管理マニュアルを作り、常に健全な組合運営を目指していこうと考えております。これは、組合としては事業費の一部を借入して事業を展開し、借入金も保留地を処分して償還している。

それが売れないと借入金が残るので、そういうことにならないような適切な運営をしなければいけません。このようなマニュアルは全国では既に行っている地区もありますので、組合に対して試行的に取り込んでいる状況でございます。まちづくり公社の主要事業である土地区画整理事業は、今後は減っていくと予測していることも事実でございます。現在5つの組合を支援していますが、その受託業務は概ね平成30年度には終了いたします。その後は、新たな区画整理事業のみならず、まちづくり支援業務を公社としての業務の一つとして取り組んでいくことを捉えています。

山口委員

経済波及効果の予測をして、ここに記載されたものは結果なのですか。

都市計画部長

これは結果でございます。

山口委員

予測値と結果が同等であるということではないのですか。

都市計画部長

どちらかといえば、同等の値となればいいところです。伸びるに越したことはありません。この時代は佐鳴湖西岸、半田、和地を事例として挙げています。特に和地は11.7倍で、ここは元々中心地から離れたところですので、従前の資産に対して区画整理事業をやって、伸びている率が高くなっています。

山口委員

経済的波及効果だけを優先して実施されていると思うのですが、今後は緑地の効果や生物の生態性の問題であるとか、違う指標を入れて評価をしなければならぬという市民の声もあります。

井ノ口委員

まちづくり公社の大きな仕事の一つに組合区画整理事業の指導、育成、推進という分野を持っています。私は入野町に住んでいまして、花博に併せて県道浜松雄踏線が構築されてすばらしい道路ができました。一方、道路の裏側は青地の農地がある。ところが、都市計画法では、沿道サービスという大義名分を掲げると、青地が宅地になり、その結果、ばらばらに商店など様々なものができて、その裏側の将来計画が全て入り口で塞がれてしまう。したがって、将来大きな目で見るとまちづくりを考えると、青地であろうと大きな道路が構築され、高規格道路があれば、沿道区画整理の指

導も必要ですし、そういうプランが沿道の住民に提示されて、納得できるような行政指導ができないのでしょうか。非常に矛盾を感じるのですが、いかがでしょうか。

都市計画部長

青地は優良農地ですので、都市計画法で開発行為が認められていません。特に市街地調整区域の土地利用については、都市計画法の改正があり、地域のまちづくりの観点から、ある一定の区域を地域で定めて、地域のルールによって範囲内を開発できる仕組みに取り組んでいます。従来、開発行為は、沿道型サービスはできるので、今の開発基準で行ってきているのも事実でございます。それぞれの土地利用によって許可できる範囲内で行ってきたことから、それらを地域や線で見るときに、統一が図られていない虫食い状態ということもあります。従来、浜松市では都市基盤整備として、区画整理事業や東海道線高架事業を行いました。公共用地として買収される権利者は、市街化調整区域でも立地ができる、農家の分家住宅としても土地利用できるなど、線引きをした昭和47年以降は、限定的ではありますが、認めてまいりました。その結果、虫食い状態になってしまい、それが農業の環境、住環境を阻害させてしまった部分もあるかと思えます。この問題に対して、メリハリのある土地利用をするために、地元の皆さんによる仕組みとして、住民協議3条例を制定し、実施しております。これにも、いろいろな利権の違う皆さんと相反する課題もありますので、それらを取りまとめていく時間はかかりますが、整理をしていかなければならないと認識しております。

井ノ口委員

よく研究をして、指導者の育成等、行政側としてもがんばっていただきたいと要望しておきます。

辻委員

これからは民間主導のまちづくりになってきますので、土地区画整理事業は厳しいなかで計画的に公共施設を整備していく上でも行っていく必要があると思います。これは元々は、土地区画整理協会ですから、この職員数、事業量から見ても、受託事業ということになってはいますが、これを受けて更に委託に出していると思います。今、採算性が厳しくなっているなかで、この団体がA調査、B調査にしても、どのくらい自前で調査しているのか。この企業実態からすると、ここに1度受託事業を出して、更に外に発注するやり方が本当に効率的なのか。その部分を考えなければ

ならないと思います。

まちづくりセンターの部分も、各民間コンサルタントが育ってきているので、このようなまちづくり事業はこのセンターを絡める場合もありますが、直接民間に受託してもらう方が効果的ではないのでしょうか。この資料からは業務実態がよく分からないので、ご説明いただきたいと思います。

都市計画部長

現在は、この人数で業務を行っていますが、ご指摘のA調査、B調査は公共側が行うものであり、そこまでの業務を行うノウハウは持っていないので、現状ではそこまでの調査業務は受託していません。事業が認可された以降の物件調査、関係権利者の権利調査などを行っております。地区数も増え、移転交渉の業務も行っていますので、土日も出勤するなどして、調査業務を行っております。A調査、B調査の大きなところまでは現在受託していません。

まちづくりの今後の方向性としては、昔は区画整理事業で道路、公園を作る場合には単一で事業展開したのですが、最近は地域のまちづくりとして地域の皆さんの要求が増えていることも実態としてあります。この先進的な事例としては、神戸で阪神大震災後、多くの区画整備事業を行っているのですが、基盤整備だけでなく、まちづくり業務を同時に行い、NPO法人も受託して業務を行っているという状況です。浜松市では、まだそこまでの状態ではありませんが、今後、NPO法人などの新たな団体が出てくれば、そういう意味での競争が出てきますので、公社の内容を充実していきたいと考えております。

山口委員

まちづくりセンターは指定管理者制度の対象になっていましたが、3億5,000万円と6,300万円の事業を合体して出していたので、まちづくりセンター部だけであれば、NPO団体も含めて数団体が応募できたのですが、立ち退き交渉もしなければならぬ都市整備部の事業が一緒になっていたのではなかったでしょうか。それで市民団体は手を挙げられなかったと思うのですが、指定管理者制度に出す時に、そういった問題については検討されなかったのですか。

都市計画部長

指定管理者制度で応募した内容の範囲は、まちづくりセンター部、これは浜松市がまちづくり公社に業務委託している範囲内だけを、指定管理者制度として公募いたしました。区画整理事業までの公募ではありません。

まちづくりセンター業務のみを公募させていただきました。そのように応募要領を作り、説明会にも参加していただいたということでございます。

会長

今の指定管理者制度は、選定理由がホームページ上に載っていました。経費節減というよりは、安心して任せられる実績のあるところが選定基準の基本になっています。そうすると、公社が専門的に行っていたので、そこが当選するという、結論ありきの状況でないかという気がするのです。衣替えするだけになるという懸念があります。

もう一つは、商工部に中心市街地の活性化の組織があり、都市計画部にはまちづくり公社があり、土地開発公社、建設公社など、いろいろなところで、まちづくりが縦系列になっています。まちづくり公社を担当していて、総合的なまちづくりに取り組んでいくなかで、いろいろ分けていく方がやりやすい気がしますが、いかがですか。同じようなことを別々に行っていて、公社を作ってもそれらの理事は、市の特別職や各部長が関わっていて、ほとんど変わらない。みんな同じ。浜松のまちづくりを総合的なところで行っていく方がいいと思うのですが、どうですか。

都市計画部長

指定管理者制度の説明会では4社が出席されました。最終的にはまちづくり公社のみが応募されました。1社でしたが、提案内容については審査をした結果として内定しました。今後、議会の手続きを経て決定していくと思いますが、そのなかでのコメントをホームページに記載いたしました。先ほど、他都市の事例をご説明いたしましたが、伊丹市ではNPO法人がこのようなまちづくりセンター業務を公募して選定されました。今後そのような団体が醸成されてくれば浜松市でも有り得ます。

二点目の各部で行っているまちづくりについてですが、新しい組織の「まちづくり公社」という名前が紛らわしいのですが、昔は土地区画整理協会ということで明らかに組合施行のみ、寄付金も組合からいただいた元資で存立して、それらの業務を行ってきました。名前がまちづくり公社となった段階で、大きな意味でのまちづくりというかたちで捉えられてきています。まちづくりには、ハードの基盤整備という面もあれば、商工部の中心市街地活性化事業におけるまちづくり、これには商工部と都市計画部が取り組んでいます。こちらは後背地の区画整理事業に伴うまちづくりという役割分担をしております。土地開発公社は公有地拡大法で法律に定められた範疇でありますので、これらが一体になった場合、それぞれ会計基準の

扱いも違い、煩雑さを単一化することが課題ではありますが、現状はそのような役割分担で整理させていただいております。

会長

それでは、都市計画部については終了させていただきます。

次に、公園緑地部長から浜松市公園緑地協会について、ご説明をお願いします。

浜松市高橋公園緑地部長から、浜松市公園緑地協会について説明。その後、質疑応答。

会長

公園緑地部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員から質疑をお願いします。

井ノ口委員

今、説明を聞いて驚いたのですが、斎場会館の売店までそちらで所管している。また、三方原墓園についても、管理運営も含めてやっているということですか。斎場会館もそうなのですか。

公園緑地部長

墓園は管理も含めてです。斎場会館は売店業務だけです。

井ノ口委員

建物までやっているかどうかと思ったのですが、建物はどこがやっているのですか。

公園緑地部長

分かりません。

井ノ口委員

三方原墓園も空きスペースがなく、市民が困っているという話を聞きました。そういう問題の将来構想は合併を機に考えておられるのですか。

公園緑地部長

これは保健所の管轄になるので、申し訳ありません。

井ノ口委員

お墓ではないところが公園になっているのですね。

公園緑地部長

そうです。

伊藤委員

他の公社もそうですが、指定管理者制度で、積極的に挑戦をして受託事業収入の増加を図ると書いてありますが、これは組織が生き延びるためになっています。指定管理者制度というのは、コストを下げるのが最大目的なのか、官のコストが減るために、民でできることは民でやるということを取り入れようということなのか、どちらが優先なのか。

公園緑地部長

管理経費を民間の手法等を取り入れて減らしていくことが大きいと思います。

伊藤委員

私は、民でできることは民でやるということではないかと思います。瞬間的には組織には人がいますから、業務を受託しなければ職員が余ることになりますが、トップの意思決定、方向性として、民にできるものは民にする、そのためには今ある公社の仕事はいらなくなるというような、これは市全体としての方向性だと思います。それぞれの公社が指定管理者制度に向かって、誰かに取られてはいけないという努力はいいのですが、それと同時に、民間の仕事を取りに行くと、組織が大きくなる可能性があり、そういう方向になるのではないかという心配があります。

会長

それは会社でもそうですが、1つの部を作って部長を1人置くと、どんどん仕事を増やしていくというパーキンソンの法則があります。伊藤委員の発言にもありましたが、事業を拡大して仕事を増やし、収益を上げていくという方向を狙っていくのか、民でできるのだから縮小して民に渡していくのか、その方針をしっかりと持たないといけない。補助金を受けて利益が出ているから、次から次へということになれば、果てしなく伸びてしまうことになります。これは全体に言えることで、拡大路線を取るのか、民営化路線を取るのか。今まではいろいろな経緯がありましたが、今の時代の流れのなかで何を取るのかを自覚してやらないといけないと思います。

公園緑地部長

公園緑地協会が行う緑地の管理は昭和48年に設立してから30年近く行っており、ノウハウもあり、経費的にも安くできる技術を持っていますので、そのなかで、行ってきたいと思います。また、内部留保金等を活用して、緑化意識の高揚等の講演会を行ったり、公園を利用したイベントも行っております。

会長

公園緑地部が動物園を所管していますか。動物園が公社になっていないので、市の一部になっていて、この問題が出ていませんが、55万人いた入園者が去年は減ってしまいましたね。

公園緑地部長

公園緑地部で動物園を管轄しています。去年は花博のあおりを受けて、28万人に減ってしまいました。

会長

去年は花博のあおりを受け、今年は多少戻すと思いますが、年々漸減の傾向をたどっているということですから、これも市直営ではなく、損益を明確にするということと、教育の一環として動物園を置く意義はあると思いますが、損益が隠れてしまっているので、これをどう考えるか。これだけ大幅に減っていても、直営であればいいわけですか。

公園緑地部長

いいということではないですが、お客様をたくさん集めて、なるべく市からの経費を出さないようにということは考えております。

会長

隣のフラワーパークは別になっているから損益が出て、問題点が出るわけですね。しかし、動物園はどういう対策を行うのかということが表に出ない状況ですから、これも問題だと思います。公社にしない理由はあるのですか。

公園緑地部長

浜松市の動物園は、平成15年度から中学生以下と、高齢者は無料にするなど、教育的な施設ということで営利を目的にしていません。遊具施設もありませんし、本来の動物の生態を見せるという教育的な施設と位置付けています。

会長

営利を目的としていないということは十分理解できます。ただ、入園者が増えているのであればいいのですが、減っているということで、お金を使って入園者が増えているとなれば、教育の一環として言えると思います。しかし、平成8年度45～46万人の入園者も去年は28万人と減少している。この推移を見ると、花博の影響もあるのですが、漸減していますので明確にすべきではないでしょうか。それぞれが独立して作っているために、余計に拡大ということになっているのではないかと思います。動物園とフラワーパークを一緒にして明確にするなど、大きな括りが必要だと思います。

辻委員

公園を増やしていくことに主眼が置かれてきましたが、良好な状態で維持管理をしていくところに比重を移さなければならない状態になってきていると思います。私は浜松市に住んでいないので、市内の公園の様子が分かりませんが、落書きやペットの公害があるなど、以前より維持管理費がかかる状況にあり、予算上厳しいため、いくら努力しても良好な状況を維持できなくなっていると嘆く団体もあります。その辺を維持管理している側からすると、どのような概況になっているのかお伺いしたいと思います。

公園緑地部長

公園を作れば管理費も必要になるのですが、公園緑地協会は総合公園や大きな公園をお金をかけて管理しています。一方、地域の公園などは、地域の方々の公園ということで、公園愛護会を作っています。現在約240団体（正しくは237団体、273公園）で、地域の公園を管理し、なるべく経費をかけないかたちで取り組んでいます。

辻委員

地域の公園については、できる限り任意団体などを作って管理するという方向なのですか。

公園緑地部長

毎年目標として10団体以上増やしていく努力をしております。

山口委員

中心市街地だけでしょうか、路地裏までフラワーポットがありますが、あれも公園緑地協会が管理しているのですか。花のあるまちづくりの一環なのでしょうか。

公園緑地部長

街路樹の緑化柵の下などに、商店街の方に花を植えてもらって管理してもらっていることはあります。花の会などのボランティアが行っていることもあると思います。

山口委員

中心のメインストリートではなくて、路地裏の話です。あれを税金でやるのはどうかと思います。

公園緑地部長

メインストリートに植えてある花は、公園緑地協会で管理しています。

伊藤委員

先ほど申し上げた民でできることは民でという意味合いは、組織としての公社でなくて、民間にしてしまう、ということも含めての民だと思っています。公社のなかには民間に近いところもあるようですが、そうでない組織もあるとしたら、民は民とされてはいかがでしょうかということです。

公園緑地部長

公園緑地協会に対しては、補助金は出していませんので、浜松市からの受託事業が経営上の9割近くを占めています。そのなかで、内部留保金でできた場合には、緑化啓発事業に使っていただこうと思っています。

伊藤委員

行政として責任を持たなければならない部分がある場合は、公として残して、そうでない部分は民に移管する。その時に組織として民になってくるケースもあるのだろうという意味でございます。

会長

本日予定した議題はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第7回浜松市行財政改革推進審議会を閉会いたします。あとは、12月3日(土)、12月18日(日)の2回公開させていただいて、委員の勉強会はそれ以外にありますが、12月中に緊急提言をまとめたいと思います。本日はありがとうございました。

3 閉 会

事務局

ありがとうございました。次回の第8回審議会は、12月3日(土)、
場所は、同じくマイカホールにて、午前9時00分から開催いたします。

会議録署名人